

令和6年6月1日から 入院時の食事療養費の負担額 が変わります

厚生労働省からの通知（令和6年3月7日 保発0307第8号）に基づき入院時の食事療養費の負担額を下記のとおり変更いたします。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

所得区分		変更前 (令和6年5月31日まで)	変更後 (令和6年6月1日から)
	70歳未満の方	70歳以上の方	1食につき
A	区分 ア	現役並 III	460円
	区分 イ	現役並 II	
	区分 ウ	現役並 I	
	区分 エ	一般	
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病の方		260円
C	区分 オ 90日目まで	低所得II 90日目まで	210円
	区分 オ 91日目から	低所得II 91日目から	160円
D		低所得I	100円
			1食につき
			490円
			280円
			230円
			180円
			110円